広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称) 放射線画像ネットワークシステム

技 術 仕 様 書

1. 調達物品の背景及び目的

近年、放射線部門に於いて、 $CT \cdot MRI$ など高次医療システムの機能向上などの影響により、撮影件数や画像枚数は増加し続けている。1年間の画像データ容量については、5年前の約 2倍となっている。当院では過去 30年の画像をすべて保存しているため保存用の画像サーバも飽和している。

現在のネットワークシステムでは、電子カルテからの画像閲覧・文書閲覧ともに画面展開まで時間を要するため、特に救急医療の現場に於いて画像閲覧に支障をきたしている状況である。

また、新病院の医療情報管理システムに於いては、放射線画像・内視鏡画像・超音波画像・各種 レポート・文書などを集約し、総合医療情報管理システムを構築する予定にしており、地域医療ネットワークにも使用し、広島県のシステムや病院機構の統一システムにも活用する予定にしている。 そこで今回のシステム購入にあたり、ネットワークシステム及び放射線部門システムの再構築の 要素も含んだ内容にしている。本調達で購入する物品は、既存システムのアプリケーションを継続 して使用可能なものにしているため、技師などのシステム移行に伴う業務負担の軽減ができる。

また、システム内で不具合があった場合を想定し、自動復旧が可能なFT(フォールトトレラント)サーバを導入する仕様にしており、システムの停止を回避し、患者を待たせることなく検査の続行が可能となる配慮もしている。

また、画像読影環境については、放射線部門システムとの連携により、高速かつスムーズな画像 診断が可能となることと、AIの導入により読影の当初整理が期待できるため、読影医師の負担の 軽減に繋がるとともに、患者に対する早期の治療開始が可能となる。

本調達物品は、以上の要件をみたす診断支援画像処理ネットワークシステムであり、高精度かつ 高機能のデジタル対応システムとして最先端の診断を行い、新病院機能の向上に資するために必要 なものである。

2. 調達物品名及び構成内容

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)放射線画像ネットワークシステム 一式 構成内訳

1	診断支援画像	も加工田 タ い	トロー	カミノフジ	テんり	DACC
Ι.	100円 又1万円1	※火ビレモイト ソ	アンニ	ノノヘ	1 4 1	PACS)

1-1 診断支援画像処理ネットワークシステム (PACS) 一式

(標準構成品は機能要件記載)

1-2 統合管理システム 一式

(標準構成品は機能要件記載)

1-3 仮想サーバ 一式

(標準構成品は機能要件記載)

2.放射線画像診断読影システム

2-1 放射線読影システム(ビューア) 一式 10 セット

(標準構成は機能要件記載)

2-2 放射線読影システム(端末) 10 台

(標準構成は機能要件記載)

3. 統合データ管理システム

3-1 統合データ管理システム 一式

(標準構成は機能要件記載)

3-2 統合データ管理サーバ 一式

(標準構成は機能要件記載)

4. 放射線読影支援 PC 10 台

(標準構成は機能要件記載)

5.放射線レポート・部門システム

5-1	放射線レポート・部門システム	一式	
	(標準構成は機能要件記載)		
5-2	放射線部門業務管理サーバ	一式	
	(標準構成は機能要件記載)		
5-3	所見レポート作成システム	一式	
	(標準構成は機能要件記載)		
5-4	放射線診断部門情報システム	一式	
	(標準構成は機能要件記載)		
6.被ばく線量管理システム			
(標準構成は	は機能要件記載)		
7.画像取り込	ふ・ディスクパブリッシャー	一式	
(標準構成は	は機能要件記載)		

上記の他、搬入・据付・配線・既存システムとの接続(接続に要する経費を含む。)調整等を含む。 なお、新病院の情報ネットワークは、物理的に統合し、論理的に分割して構築する方針であり、これ との接続に当たっては、発注者と協議のうえ、承認を得て実施すること。

3. 技術的要件の概要

- 本調達物件に係る性能、機能および技術等(以下、「性能等」という。)の要求要件(以下、「技 術的要件」という。)は、別紙に示すとおりである。
- 技術的要件は、全て必須の要求要件である。 (2)
- (3) 必須の技術的要件は、本院の必要とする最低限の技術的要件を示しており、入札機器の性能等 がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外す
- (4)本調達物件の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、広島市立安佐市民病院医療 機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物 件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定 の対象から除外する。

4. その他

- (1) 仕様に関する留意事項
 - ① 入札機器のうち医療用具は、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律(旧薬事法)」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
 - ② 医療用具以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製 品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨を説明書、開発 計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の技術的要件をどの程度満たすか、あるいはどのよ うに実現するかを技術的要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。

したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文 章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合 格とする。

- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場 合は、必ず対応すること。